

再意見書

平成 23 年 9 月 20 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011 年度)の再意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011年度)の再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
<p>東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)</p> <p>西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)</p> <p>(以下、合わせて「NTT 東西」という。)</p>	<p>■ NTT 東日本(P.2～6)</p> <p>【NGN、地域 IP 網及びひかり電話】</p> <p>当社の NGN、地域 IP 網及びひかり電話網等の IP 通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.3～4)</p> <p>【NGN、地域 IP 網及びひかり電話網について】</p> <p>当社の NGN、地域 IP 網及びひかり電話網(以下、NGN 等)については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかなです。</p> <p>(中略)</p> <p>上述の通り、NGN 等についてはボトルネック性がないことは明らかなであり、また、IP・ブロードバンド時代においては、各事業者がそれぞれネットワークを構築した結果、お互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、NGN 等については、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>NTT東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)、地域 IP 網やひかり電話網については、アンバンドルの不十分さ等があり、その結果、競争事業者の事業展開に支障が生じています。現に、NTT東西殿の契約数シェアは、FTTHで74.4%、OABJ-IP電話では66.7%(2011年3月末時点)であり、いずれも高いシェアを占めていることから、公正な競争環境となっていないことは明らかなです。</p> <p>また、NTT-NGN、地域 IP 網やひかり電話網については、競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備である状況に依然として変化が認められません。さらに、NTT東西殿の FTTH ユーザは、NTT-NGN の收容ルータに收容されると、現時点では他事業者のコア網を選択できないことから、メタル回線をアクセス回線としている電話網等よりも NTT-NGN 等の方が競争事業者にとって事業展開上の不可欠性等が高まるという特性があります。</p> <p>これらを踏まえると、NTT-NGN、地域 IP 網及びひかり電話網については、競争促進の観点から、引き続き、第一種指定電気通信設備としての指定を継続することが適切であると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>■ NTT 東日本(P.6～8、P.11)</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータや OLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【イーサ系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【WDM 装置】</p> <p>WDM 装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社の WDM 装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.5)</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <p>イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、光局内スプリッタ、WDM 装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(中略)</p> <p>局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社</p>	<p>競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)の 2010 年度の検証において、総務省殿が考え方を示されたように、メディアコンバータや OLT 等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものです。そのため、ボトルネック性を有している加入光ファイバと切り離し、市場での調達の可能性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適切ではないと考えます。従って、局内装置類及び局内光ファイバについては、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>また、WDM 装置については、中継ダークファイバと一体として設置されるものであり、ネットワークの一部として機能するものであることから、市場での調達の可能性のみをもって、ボトルネック性がないと判断すべきではないと考えます。そのため、WDM 装置については、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>さらに、イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性は他の専用線に用いられている設備と異なるものではありません。また、ネットワークの一部に過ぎないイーサネットスイッチの市場での調達の可能性や、一部の事業者におけるネットワークの自前構築の実績をもって、直ちにボトルネック性がないと判断することは適切ではありません。従って、イーサネット系サービス等のデータ通信網については、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電話通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>■ NTT東日本(P.8～11) 【加入者光ファイバの非指定設備化】 指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.6～7) 【加入光ファイバについて】 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性が無いことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>NTT 東西殿は、公社時代から引き継いだ電柱や管路等の線路敷設基盤や、その上に構築される光ファイバ回線等の大半を有している市場支配的事業者であり、競争事業者にとって、NTT 東西殿の光ファイバを利用することが欠かせない状況に変化はありません。</p> <p>2010年12月公表の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース(以下、「タスクフォース」という。) 「光の道」構想実現に向けて取りまとめ」においても、「競争事業者は、NTT東西のボトルネック設備(加入光ファイバ等)を利用してサービス提供することが不可欠であるため、NTT東西の接続料の低廉化等は、事業者間競争を活性化し、利用者料金の低廉化を促進する上で重要となる」とされているところであり、加入光ファイバについては、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定することはもちろんのこと、その接続料の低廉化や分岐端末回線単位接続等の導入を推進することが適切と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>■ NTT東日本(P.12～13) 【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】 行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>■ NTT西日本(P.8) 【現行の指定方法の見直しについて】 第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。</p>	<p>2010 年度の本制度の検証において、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西殿による迅速なサービス提供等に対し、重大な支障となっているという事実は認められないという、総務省殿の考えが示されています。現時点においても、NTT 東西殿が指摘するような、競争上不利な状況やお客様利便性を損ねている等の状況は認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用を維持すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」 という。)	<p>■ KDDI(P.4) 【NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性確保について】</p> <p>機能分離や子会社監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性、等に関するデータを検証基準として予め規定すべきと考えます。</p>	<p>KDDI 殿の意見に賛同します。NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者の同等性確保については、2010 年 12 月公表の「タスクフォース「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ」において、機能分離の実施によって行うことが決定されました。上記取りまとめにおいても謳われている、「ボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性」の確保を真に実現するためには、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の弊社共意見で述べたとおり※1、以下のプロセスに従って、NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者における接続に関する手続き・条件等を同等にすることが必須であると考えます。</p> <div data-bbox="1294 718 1966 1220" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">機能分離実行のプロセス</p> <p>Step1</p> <p>Step1-1. NTT東西殿 設備部門－利用部門の接続に関する手続き・条件等の開示 <small>NTT東西殿 設備部門・利用部門の分離に伴い、ボトルネック設備の利用に係る全ての手続き・手順・条件等について明確にして整理・開示する</small></p> <p>Step1-2. NTT東西殿 設備部門－接続事業者の接続に関する手続き・条件等の明確化 <small>NTT東西殿と接続事業者の接続に関する手続き・条件等について、接続事業者の相手方となるNTT東西殿の部門名(設備部門・利用部門)を明確にして再整理する</small></p> <p>Step1-3. 接続に関する手続き・条件等を同一に整理 <small>Step1-1、Step1-2の結果を照らし合わせ、開示情報、手続き手順、手続きに係る期間、コスト負担等について、利用部門と接続事業者を同一条件にする</small></p> <p>Step2 同等性確保のためのプロセスを自ら実行するためのインセンティブの確保 <small>NTT東西殿設備部門と利用部門のそれぞれが定められた手続を自律的に遵守するようインセンティブを整備する</small> <small>－ 独立した意思決定権の付与(人事・給与等の分離)</small> <small>－ 部門ごとに独立した財務諸表の作成 等</small></p> <p>Step3 同等性確保の検証 <small>個別具体的な手続きや条件等(数値等)の差異を確認し、NTT東西殿利用部門と接続事業者の同等性が維持されているかを定期的に検証する</small></p> </div> <p>※1 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する弊社共意見 http://www.soumu.go.jp/main_content/000127748.pdf</p>

意見提出者	該当部分	再意見
NTT 東日本 NTT 西日本	<p>■ NTT東日本(P.14～15)</p> <p>【NGN等に係るアンバンドル機能】</p> <p>NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能については、機能の提供開始以降、他事業者との接続の実績がない状況が続いていることから、早急にアンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 <p>■ NTT西日本(P.9)</p> <p>当社の NGN、地域 IP 網、ひかり電話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。</p>	<p>「接続の基本的ルール」の在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者との同等性確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続可能な状態であることがアンバンドルの原則と考えます。従って、接続事業者との接続実績がない状況が続いている等といった現時点の状況のみを捉えて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI	<p>■ KDDI(P.5) 【NTT 西日本における無派遣工事メニューの設定について】</p> <p>光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT 東日本における宅内工事を行わないメニューを、NTT 西日本も早期に導入すべきと考えます。</p> <p>これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザー利便向上を図るべきと考えます。</p>	<p>KDDI殿の意見に賛同します。屋内配線と光コンセントが設置されている戸建て住宅については、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT 西日本殿においても、NTT東日本殿における宅内工事を行わないメニューを早期に導入し、ユーザーの利便性を図るべきと考えます。</p>
KDDI	<p>■ KDDI(P.5) 【番号ポータビリティの運用の見直しについて】</p> <p>現行の NTT 東・西の加入電話については、番号ポータビリティ制度によって、同一番号のままで、NTT 東・西や競争事業者が提供するIP 電話等に移行することが可能となっています。</p> <p>しかしながら、同一番号で移転が可能な範囲については、NTT 東・西が定める運用ルール(「一般加入電話・ISDN 番号ポータビリティ業務仕様書」)において「一般番号ポータビリティ対象番号は、NTT 地域会社の加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲内に限り使用可能とする。」との規定があり、電気通信番号規則上は同一番号区画内であれば移転可能であるにも関わらず、NTT 東・西收容局の範囲内に限定されている状況です。</p> <p>一方で、ユーザー視点から見るとNTT 東・西收容局の範囲を跨って引越す場合でも同じ 0AB～J 番号を使い続けたいというニーズは高いと思われ、当社へもそうした要望が寄せられるケースがあります。また、IP 電話では NTT 東・西の收容局による制約を受けないようにすることは、</p>	<p>KDDI殿の意見に賛同します。0ABJ-IP 電話は、NTT 東西殿の收容局による制約が必然でないにも関わらず、番号ポータビリティに関する運用ルールにおいて、同一番号移転範囲が收容局単位に限定され、そのことで、ユーザー利便性を少なからず損なっているものと考えます。</p> <p>收容局の制約を受けないようにすることは技術的には極めて容易であると考えられることから、NTT東西殿は早期に運用ルールの見直しを行うべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>技術的には極めて容易と考えられます。</p> <p>従って、現在の制約を解消して同一番号区画内を同一番号で自由に移転できるようにすれば、NTT東・西のひかり電話を含むIP電話全体の魅力が高まり、IP網への移行を促進する効果があると考えます。(例:東京23区内で引越す機会に加入電話からひかり電話等のIP電話へ切り替える動機が生まれる。)</p> <p>この点を踏まえ、NTT東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべきです。</p>	
<p>NTT 東日本 NTT 西日本 株式会社 ケイ・オプティコム (以下、「ケイ・オプティコム」という。)</p>	<p>■ NTT 東日本(P.16) 【第二種指定電気通信設備規制の対象】 (略)全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とすることで、現在非指定の事業者の接続料についても透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けることが必要だと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.12) 【第二種指定電気通信設備規制の対象について】 (略)第二種指定電気通信設備規制については、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要があると考えます。</p> <p>■ ケイ・オプティコム(P.1) ①規制対象の拡大 現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ</p>	<p>第二種指定電気通信設備制度は、禁止行為規制の適用を受ける事業者に対する実効性に乏しい規制内容や競争事業者に対しても一律に課されるガイドラインの存在等により、非対称規制として十分に機能しておらず、非対称規制の実行性を確保するためにも、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を指定する閾値及びその規制内容について見直しを図るべきと考えます。具体的には、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論や企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針等を参考とし、市場支配力の存在をより適正に特定出来るよう、市場シェア 40%~50%を新たな閾値として採用すべきと考えます。また、禁止行為規制の内容についても、多くの事業者が指摘するNTTグループとしての市場支配力の行使を抑止する内容に見直しを図るべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>規模に成長しており、既に大きな影響力を保持しております。また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、影響力を拡大しつつあります。</p> <p>《事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自グループ内の携帯電話・固定電話間における通話料金の無料化 ・ 自グループ内の利用料金の一括請求化 ・ 携帯電話ショップでの自グループのブロードバンドサービスの販売 <p>そもそも、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えます。</p> <p>そのため、少なくとも、上位 3 社のモバイル事業者を、第二種指定電気通信設備制度（接続規制・行為規制等）の対象とすることについて検討が必要と考えます。</p>	
NTT 東日本	<p>■ NTT 東日本(P.16)</p> <p>【固定電話発携帯電話着通話のユーザ料金】</p> <p>当社の加入電話から発信し携帯電話へ着信する通話の料金については、現在、着信側である携帯事業者が料金設定しておりますが、その料金は3分70円から120円となっており、発信側のお客様はどの料金が適用されるか分からない状況であり、また、発側事業者が設定する場合の料金と比べて割高な料金を負担している状況です。</p> <p>当社としては、お客様利便の向上の観点から、携帯事業者自らが、こ</p>	<p>固定電話発携帯電話着通話については、そもそも本制度の検証の対象外案件と考えますが、2011年9月7日に公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010」において、「各事業者の経営判断に委ねるべき」という総務省殿の考えが示されているところです。</p> <p>むしろ競争セーフガード制度という観点で着目すべきは、独占市場となっているひかり電話発通話において、マイライン等の利用者におけるサービスの選択肢が用意されていない点であり、NTT-NGN において競争事業者が各種競争サービスを提供可能となるよう GC 接続等のアン</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>のような料金格差を是正し、料金の低廉化を図っていただく、或いは、お客様自身が利用する料金を認識できるようにする等について検討していく必要があると考えます。</p>	<p>バンドル措置を早急に講じるべきと考えます。</p>
<p>NTT 東日本 NTT 西日本</p>	<p>■ NTT 東日本(P.18)</p> <p>NTT東西に対しては、以下のとおり、現状でも厳格な規制が課せられており、公正競争条件は十分整備されていると考えています。(中略)現在の規制のうち必要のないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。</p> <p>■ NTT 西日本(P.14)</p> <p>他事業者情報の取扱いに関しては、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、他事業者情報の適切な取扱いの徹底に向けた厳格な仕組みを構築しています。</p> <p>また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等の遵守に向け、当社及び地域子会社等の社員等に周知・徹底を図るなど適切な措置を講じてきております。</p>	<p>支配的事業者によるグループドミナンスの問題や設備のボトルネック性が解消されない以上は、規制の撤廃及び緩和は認められません。むしろ、総務省殿においては、年内に施行される改正電気通信事業法等において、NTT 東西殿利用部門と接続事業者とボトルネック設備利用の同等性確保やNTT 東西殿の子会社等の監督強化等に関する規定が追加されたことを踏まえ、新たなルール整備を強化することが必要と考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
<p>KDDI イー・アクセス 株式会社（以下、「イー・アクセス」という。）</p>	<p>■ KDDI(P.7) 【NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用】 接続事業者は、NTT東・西が保有するポトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の流用のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がTT東・西によって行われている可能性は否定しえません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。 今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>■ イー・アクセス(P.10) 【県域等子会社への規制適用】 2009年11月に発覚した「NTT西日本情報漏洩問題」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」の事例については、現状、県域等子会社はNTT東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊であるにも係らず禁止行為規制の対象に指定されなく、禁止行為規制と業務実態が乖離していることから、接続情報の目的外利用やグループ間連携といった反競争的行為等の抑止に公正競争上の課題があることを示していると考えます。</p>	<p>KDDI殿及びイー・アクセス殿の意見に賛同します。2009年に発覚したNTT西日本殿における接続情報の目的外利用のような違法行為を再発させないためには、年内に施行される改正電気通信事業法等に規定されている接続関連情報の管理徹底等では不十分であり、管理が徹底できなかった場合の厳しい対処措置についても盛り込む必要があると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>「NTT西日本情報漏洩問題」の発生を受けて、「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性の観点から、電気通信事業法の改正により、NTT東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及びNTT東西殿における設備管理部門と利用部門の隔離等の義務付けており、現在、「設備部門の設定及び他部門との物理的隔離」や「システム分離」、「監視部門の設置及び監視内容の報告」等具体的な措置について電気通信事業法の施行規則の改正が検討されているところです。</p> <p>これら措置については、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を防止する上で一定程度の効果はあるものと考えますが、あくまでNTT東西殿が主体で実施されるものであることを考慮すれば、県域等子会社を禁止行為規制の対象として追加することにより、接続情報の目的外利用等反競争的行為の禁止をより厳格化することが必要と考えます。</p>	
KDDI	<p>■ KDDI(P.7)</p> <p>【NTT東・西の116窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動】</p> <p>NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアーウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が接続事業者から指摘されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p>	<p>総務省殿が出されたこれまでの検証結果において、116窓口におけるフレッツ光の不適切な営業行為は、注視事項に止まり続けていますが、KDDI 殿も指摘しているとおり、今年度においても当該事例が散見されているため、問題の根絶に向けた是正措置に踏み込んで頂くことを希望します。また、当該問題の実態把握の調査にあたっては、NTT 東西殿による内部調査の実施と報告を求めるだけでなく、総務省殿が自ら調査を行う等、外部機関による徹底調査等も行うべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務として認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p> <p>こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p>	
KDDI	<p>■ KDDI(P.8、P.9)</p> <p>【県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営業】</p> <p>NTT東・西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の販売(別添資料参照)は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>こうした、NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の排他的なセット販売は、禁止行為に該当する行為といえます。</p> <p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西は子会社に対する監督義務が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>しかし、このような禁止行為に該当する排他的なセット販売については、今回の電気通信事業法改正では明示的に対応されていないことから、直ちに法改正を行い、禁止すべきと考えます。</p>	<p>KDDI 殿も意見されているとおり、「県域子会社における NTT ドコモ殿の携帯電話の販売等の排他的なセット販売」や「ドコモショップにおける NTT 東西殿のフレッツサービスとNTTドコモ殿の携帯電話のセット割引」が継続している状況にあります。これらは、自己の関係事業者と一体となった排他的営業であり、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」で禁止する差別的取り扱いを潜脱する行為です。従って、共同ガイドラインにおける具体的な事例に「県域子会社及びドコモショップ等における NTT グループ他社商品の優先的取り扱い」を追加する等、問題事例の明確化を行い、これらの潜脱行為を防止すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p> <p>【ドコモショップにおけるフレッツとNTTドコモ携帯電話のセット割引】</p> <p>ドコモショップにおいて、NTT東・西のフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入で、携帯電話端末の割引が引き続き実施されていますが（別添資料参照）、これは、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>（中略）</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI イー・アクセス	<p>■ KDDI(P.11、P.12)</p> <p>特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。</p> <p>しかしながら、持株会社体制でグループ一体経営をしていることを踏まえると、NTTコミュニケーションズのみならず、NTTドコモやNTTファイナンスといった兄弟会社も特定関係事業者として規定すべきと考えます。</p> <p>加えて、前述のとおり、NTTグループにおける総合的な市場支配力に着目したルール導入をただちに実施すべきと考えます。</p> <p>■ イー・アクセス(P.10、P.11)</p> <p>【グループドミナンスに係る公正競争要件の見直し】</p> <p>「共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための競争ルールの整備」への該当事例として、「ドコモショップにおけるフレッツ販売」や「NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」、「NTTファイナンス殿によるグループ各社の料金一括請求」等のグループ間連携が各社より毎年本制度の意見書にて報告されているところであり、これら事例により、NTTグループの巨大な市場支配力の濫用を招き公正競争の阻害に繋がる懸念されております。</p>	<p>KDDI 殿及びイー・アクセス殿が意見されているとおり、NTT グループ企業間の連携等、市場支配力の濫用による公正競争の阻害が懸念される所です。総務省殿においては、NTTドコモ殿やNTTファイナンス殿の影響力の拡大といった環境変化を踏まえ、公正競争を担保するために、両社を特定関係事業者として追加すべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>特に、昨今IP化の進展やLTE等の登場による高速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービスとして提供可能にある状況にあることを鑑みれば、共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿の連携による市場支配力の行使については、公正競争環境を阻害するため引き続き認めるべきではないと考えます。</p> <p>従って、これら課題を解決するためには、グループドミナンスに係る累次の公正競争要件を現状のNTTグループの業務実態や市場環境の変化を反映するように再構築する必要があり、具体的には、NTTドコモ殿を特定関係事業者制度の対象に追加する必要があるものと考えます。</p>	
KDDI	<p>■ KDDI(P.12)</p> <p>【NTTブランドの使用】</p> <p>県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」＝NTTブランドを「NTT東日本－〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより(別添資料参照)、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p>	<p>日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)第8条の趣旨を踏まえ、「NTT」等のブランド使用を制限すべきという、KDDI殿の意見に賛同します。「日本電信電話株式会社」等と同義である「NTT」等を、県域子会社やNTTグループ各社が社名の一部に用いることは、脱法的な行為であり、問題と考えます。総務省殿においては、問題解決のために、NTT 法第8条の解釈の明示及び「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を整備すべきと考えます。</p>
KDDI	<p>■ KDDI(P.12)</p> <p>【NTT東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示】</p> <p>2010年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、</p>	<p>KDDI 殿の意見に賛同します。「フレッツ・テレビ」の告知に関しては、依然として提供主体が NTT 東西殿であるかのような誤認を与えるものが多く問題であると考えます。提供主体の株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿の名前をより大きく表記し、提供主体や利用者の契約締結主体を誤認させないようにすべきと考えます。総務省殿は本サービスの広告表示改善に関して、あらためて、NTT 東西殿</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成23年7月時点の広告物(別添資料参照)を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。さらに、「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような表現についても、変化が見られない状況が続いています。</p> <p>NTT東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体がNTT東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p>	<p>に対して指導を行うべきと考えます。</p>
KDDI	<p>■ KDDI(P.13) 【活用業務制度の認可制から届出制への変更について】</p> <p>(略)本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに対し、NTT東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返し行うことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。</p> <p>そのため、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグ</p>	<p>KDDI 殿の意見に賛同します。年内に施行予定の改正 NTT 法に定める認可制から届出制への規制緩和により、これまで以上に活用業務によるなし崩し的な業務範囲拡大が懸念されるところであり、最低限の取り組みとして本制度の運用に関する弊社共意見書^{※2}で述べた追加措置を講ずるべきと考えます。その上で、光の道の議論を踏まえた3年後の包括的検証において、公正競争上の問題が認められた場合には、活用業務制度のみならず、NTT 組織の在り方についても見直しを行うことが必要と考えます。</p> <p>※2 競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011 年度)の結果及び再意見の募集 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kibAn03_01000059.html</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>ループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。</p> <p>また、公正競争上支障があることが明白である移動体事業や ISP 事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で3年後の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならず NTT の在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。</p>	
<p>KDDI イー・アクセス</p>	<p>■ KDDI(P.14) 【今後の検討に向けて】</p> <p>現行の競争セーフガード制度の問題点としては、上述のように、PDCA サイクルが着実に実施されることがなく単なる形式的な制度となっていたこと、検証のプロセスが不透明であったこと、が挙げられます。</p> <p>このため、3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、競争政策委員会による本制度の在り方の検討を通じて、本制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTT グループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるという PDCA サイクルを回すべきと考えます。</p> <p>■ イー・アクセス(P.11) 【機能分離の実効性検証の必要性】</p>	<p>KDDI 殿及びイー・アクセス殿の本制度の実効性を高めるべきという意見に賛同します。本制度においては、競争阻害事例に対する挙証責任を競争事業者のみが負うことや、形式的検証に留まった結果、改善に至らない、といった運用上の問題が存在していると考えます。</p> <p>総務省殿による立ち入り調査の実施等、本制度の運用を強化し、「光の道」構想実現に向けた毎年度の継続的検証及び3年後の包括的検証において、本制度の検証結果が有効に活用可能となるよう本制度の見直しを早急に図るべきと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>「光の道」構想においては、今年 5 月の電気通信事業法の改正により、ボトルネック設備利用の同等性確保の観点から、NTT 東西殿の設備管理部門と利用部門の機能分離が義務付けられ、3 年後を目途に制度の包括的検証を行う方向性が示されました。</p> <p>(中略)</p> <p>この法改正後において機能分離の実効性をチェックするためには、毎年累次の公正競争要件の有効性・適正性を検証してきた本制度は、引き続き極めて重要な役割を担うと考えます。</p> <p>しかしながら、2009 年 11 月に発覚した NTT 西日本情報漏洩問題は、これまで本制度において NTT 東西殿の設備管理部門と利用部門のファイアウォールの構築状況について、毎年検証が行われていたにも係らず発生しており、本制度の抜本的な見直しが必要であることを示す事例であったと考えます。</p> <p>従いまして、本制度の実効性を高め今後 NTT 東西殿の機能分離の実施状況を有効にチェックするためには、以下の措置が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿(子会社含む)の公正競争要件の遵守状況や所要の措置を要する事項への対応状況について客観的に検証(例:第 3 者による検証)するスキームの設定 ・ 注視すべき事項が継続する場合は、過去の状況等を総合的に評価して公正競争上問題があるかを判断 ・ 毎年の検証にて判明した制度自体の問題点を 3 年後の包括的検証に反映する PDCA サイクルの構築 	

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス	<p>■ イー・アクセス(P.11、P.12)</p> <p>【メタルアクセス網における概括的展望の公表の必要性】</p> <p>コア網については、NTT東西殿より概括的展望が公表され移行の方向性が示されておりますが、その一方でメタルアクセス網の将来の取り扱いや代替サービス等の方向性は、現在もNTT東西殿から明示されていない状況にあります。そのため、NTT東西殿のアクセス網を利用する接続事業者にとっては、今後のサービス提供の方向性を検討するために必要な情報が十分に得ることが出来ておりません。</p> <p>従って、NTT東西殿と接続事業者との間で「情報の非対称性」が発生し公正競争を阻害する要因とならないように、メタルアクセス網における概括的展望は早急に公表して頂き、競争確保に向けた検討が行われるべきと考えます。</p>	<p>イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTT東西殿から、2010年11月に概括的展望が公表されましたが、メタルアクセス網に係る情報の公開は不十分であり、NTT東西殿と接続事業者との間で情報の非対称性が生じないよう、メタルアクセス網に係る詳細情報についても早急に公表していただくべきと考えます。</p>

以上